

第26期火災予防審議会人命安全対策小部会(第1回)開催結果

1 日 時

令和5年9月5日(火) 13時00分から15時00分まで

2 場 所

本部庁舎 8階 特別会議室 (千代田区大手町1-3-5)

3 出席者(二重線:リモート参加)

(1) 委 員(敬称省略:五十音順)

大宮 喜文、鈴木 恵子、高橋 明子、古川 容子、吉岡 英樹、水野 雅之 (計6名)

(2) 東京消防庁関係者

予防部参事、予防部副参事(予防技術担当)、予防対策担当係長、建築係長、消防設備係長、
係員2名 (計 7名)

4 議 事

(1) 部会(第1回)議事概要

(2) 防災センター概要

(3) 防災センターの調査

(4) 関係者不在施設の調査

(5) 劇場等客席基準概要

5 資料一覧

- | | |
|-----------------------|-----|
| (1) 部会(第1回)議事概要 | 資料1 |
| (2) 防災センター概要 | 資料2 |
| (3) 防災センターの調査 | 資料3 |
| (4) 関係者不在施設の調査 | 資料4 |
| (5) 劇場等客席基準概要 | 資料5 |
| (6) スケジュール | 資料6 |

6 議事速記録

【事務局】

ただいまから、火災予防審議会の人命安全対策部会第1回小部会を始めたいと思います。

配付資料は、会議次第の下にある資料1から6となります。

まず、最初に本日の小部会の流れをお話します。

初めに、議事1として、先日開催した第1回部会の議事概要について報告します。次に議事2で、これからの時代にふさわしい防災センターのあり方や自衛消防体制に関して、今後の審議・検討のベースとなる防災センターの目的や設置基準と現段階で考えている課題等について説明し、続いて議事3で、今後予定している防災センターの実態調査についてご審議いただければと思っております。

議事4に関しては無人や少人数で管理運営する施設の防火管理の在り方に関して、現在計画している関係者不在施設への実態調査と、今後の審議・検討の方向性についてご審議していただければと思います。

最後に議事5で、新しい使用形態を有する施設等の防火安全対策という、部会でお話した内容に関し

て、今回劇場等の客席基準について検討したく、劇場等客席等の基準の概要と課題、あと検討方法について説明します。

なお、(5)に関しては、こちらの内容は検討委員会を別に設置して検討する予定で、その都度、検討状況を火災予防審議会に付議してご審議いただく運びとなっております。

それでは、議事に移ります。議事の進行は、議長お願いいたします。よろしくお願いいたします。

【議長】

第26期火災予防審議会人命安全対策部会第1回小部会になりますけれども、今回も忌憚のないご意見をよろしくお願いいたします。

それでは、会議次第に従いまして議事を進めたいと思います。まず、最初の議事ですけれども、第1回部会の会議議事概要ということで、ご説明いただけますでしょうか。

【事務局】

事務局から説明します。お手元の資料1をご準備ください。

こちらは7月に開催した第1回部会の開催結果概要です。1枚目「6 議事要旨」から、説明します。

前回の議事(1)「審議・検討の方針」について、事務局から説明させていただきました。それに伴いまして、ご参画いただいた委員の皆様から頂いた意見を概要させていただきました。それに併せて、事務局がどのように回答したかということで、資料を構成しております。

最初に委員から、防犯や入退出管理等で、消防法とは別に設置される独自のシステム、そういったもの、消防用設備には担保されている非常電源とかそんな義務があるのに対し、独自で設置するものはそういった保証がない。どうやって担保するのかといったご意見を頂いております。

そのほか2枚目、SPとかの自動作動のものはよいが、消火器や内栓等の基本的に関係者がする前提の装備について、お客さんが使えるのかというご意見。

これにつきましては、今後事務局で進めていきます実態調査で掘っていきたいと考えています。

次に頂いたご意見は、防火対象物の増加は全国的な傾向にあります。こういったところに対して、査察の実施率が低くなってくるのは全国的な傾向。そこら辺にどのように対応していくのかというところでございます。こちらは査察だけに限らず、消防用設備等設置に係る使用検査も行き切れていない状況とあります。こちらが今後の課題として念頭に置かせていただいております。

続いて、大規模化が進んでいる、あと、建物の長期使用ということ。委員からは100年ぐらい使おうかという言葉も出てきておりますが、火防審の中では、どれくらいの建て替え年数を見越した中で、どういう問題が発生し得るのか、整理があったほうが分かりやすいと頂いております。こちらが長期使用の課題について、今後の課題として、この審議の中で可能であれば挙げていきたいと考えております。

続いて、BCJの防災性の評価や評定をやっている中で、設計者から「なぜ防火区画をしなければいけないのか」「排煙をつけなければ駄目なのか」という議論が非常に多い。「これからの時代にふさわしい」ということの前に、防災センターの意義と目的をもう少し明確にしてほしいというご要望を頂いております。

また、防災センターに限った話ではなく、もう少し小規模な建物になったとき、防災盤、そこについてどのように守ればいいのかというところについて、ご要望を頂いております。

こちらについては、本日の小部会の中で、防災センターの目的について整理します。そこで議論のスタートとさせていただきます。

続いて、「これからの時代」というのはいろいろな問題を抱えているということで、話が拡散し過ぎないように、問題点を明確にして審議検討を進めていきたいというご要望です。おっしゃられたとおり、やるべきことの整理しながら、2年間進めていきたいと考えております。

続いて、大規模な防災センターに関して、管理が非常に複雑と想定されるということで、調査対象の中

にこういったものを入れてはいかがかというご意見です。

防災センターの調査は、こういった特定の複合要素のものについて、調査対象として含めていきたいと考えております。

次は、無人・少人数施設の課題です。無人施設に関して、大規模よりも小規模の施設で空いたところを活用しているイメージが強いということで、調査選定のところもいろいろと気をつけていくほうがよろしいのではないか、というご意見です。

こちらにもこの後に報告しますが、事務局で無人・少人数施設の実態調査を行ってまいります。その中で、このご意見を取り入れつつ、調査を進めていきたいと考えております。

最後、ここ数年間、大規模化、複合化、使用形態の多様化、老朽化など、今回の諮問の内容に関わることの議論、過去に火防審でいろいろな形でやってきています。その整理を調査と併せて実施し、紹介してほしいというご意見です。

こちらは、過去火災予防審議会でやってきた今までの諮問内容、あと、どのような出力を出したかということ整理・作成して、次回の部会でご説明と考えています。

そのほか、議事2及び議事3については、ご意見はございませんでした。

以上で、前回第1回部会の開催結果の概要についての説明を終えさせていただきます。

議長、よろしくお願いいたします。

【議長】

どうもありがとうございました。

ただいま事務局からご説明ありました第1回部会議事概要につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。いかがでしょうか。特によろしいですか。

特にないようであれば、本日も資料が多くございますので、次の議事に進みたいと思います。

それでは、続きまして議事2になりますが、防災センターの概要について、事務局からご説明お願いいたします。

【事務局】

防災センターの概要について、説明します。資料は、お手元の資料2をご準備ください。

スライド1枚目、資料2の目次です。

最初に「防災センターの目的、設置対象」、続いて「ハードの基準」「ソフトの基準」「防災センターの外部評価」、あと、ヒアリング等々して得られた「要望」、そのほか参考ですけれども、「他消防本部の基準」について説明します。

最初に、この中で防災センターの基準から説明します。皆様の資料の順番が逆になりますが、最後の「参考資料」に「防災センター等の事実上の基準」、こちらは東京消防庁で使用している予防事務審査・検査基準の防災センターの技術上の基準のところを、フルペーパーで持ってきたものです。この中に記載されている内容について、特に目次のⅡ、Ⅲのところは幾つか抜粋しながら説明する流れとなっておりますので、こちらで今から説明する特にⅡとⅢは、最後の参考資料に記載されているものとなりますので、そちらを最初にご承知おきください。

では、説明に入ります。

「防災センター」。「目的」になります。こちらは重要なので、読み上げます。「総合操作盤及び制御装置等により、防火対象物に設置された消防用設備等又は特殊消防用設備等の監視、操作等の機能を集約し、消防活動の拠点となる場所」でございます。下のほう「災害の発生から鎮圧までの一連の防災行動を適切かつ効果的に行うために、正確な情報の収集、処理及び防災機器の監視、制御、操作等にあたり、防災行動の統率を図る場所」として、防災センターが設定されています。こちらが、防災センターが設置されてい

る主な目的です。

資料をおめくりください。

こちらは「防災センターに集約される情報」として、どんな設備の情報が防災センターに集まってくるのかというのを一覧にしたものです。詳細についての説明は省きますが、消防用設備や建築設備、あと、防火区画・防煙区画ができているのか、その他、非常錠等の設備、こういった設備の情報が防災センターに集められています。

続いて、スライド4です。こちらは文章ばかりですが、防災センター、ここが消防法から引っ張ってきたもの、総合操作盤がどんな対象物に設置されているのかという条文の抜粋になります。詳細な説明は省きますが、5万平米とか、地下街とか、大規模なところ、もしくは火災が発生したときに火災危険性が高い場所、そういったところに総合操作盤は置きなさいと設定しています。

続いて、スライドナンバー5番。消防法ではなく東京都の火災予防条例では「防災センターの設置対象」として定義しています。こちらの条文も省きますが、11階以上で1万平米とか、5階以上で2万平米、乱暴な言葉になるのです、いわゆる大規模な防火対象物に防災センターを置きなさいしております。こちらまでが防災センターの目的になります。

次のスライド、6番です。

こちらは「防災センターの構造・機能に関する条文」、ハードの基準になりますが、火災予防条例施行規則11条の3の2からの抜粋です。これは条文全部写しただけですので、詳細な説明は省きますが、この条文に基づいて、先ほど提示した参考資料「防災センター等の技術上の基準」、ああいったものにつながっている。そちらの大本、条文でやりなさい、やらなければいけないと宣言しているところが、こちらの一覧になります。

続いて、スライド7です。こちらは先ほどの条文に基づき、技術基準が設定されています。その技術基準の中で、どのような構成で基準がつくられているかという話になります。基準の在り方としては、防災センターはどこに置きなさい、位置について基準を定めております。

幾つか抜粋すると、例えば、集中豪雨による浸水等の被害を受けない場所や、非常用エレベーターの乗降口ビー、特避階段の近くに位置して、災害時に消防設備防災員が上下階に容易に到達できる、こういった基準が定められています。こちらは位置です。

続いて、構造。防災センター、箱の構造について基準を定めています。

基となる条文ですが、例えば壁、柱耐火構造、窓及び出入口防火戸、かつ、壁、柱、天井の仕上げを不燃材料にしなければといった条文が幾つかありますが、それに基づき、技術上の基準として、これは基準ですので「専用の室として、事務室などと兼用しない」や、先ほどの集中豪雨とかぶりますが、「水が侵入し、浸透するおそれのない措置が講じられている」、こういった防災センターの技術上の基準、ハードに関する構造上の基準が定められています。

続いて、スライド9番。こちらは部屋の中です。どんな配置にしなければという内容ですが、条文では「防災活動に必要な広さであること」と定めています。これを受けて、技術基準では、防災センターの広さは40平米以上取りなさい、または、消防活動スペースは12平米以上取りなさいといった基準を定めています。

続きまして「防災センターの機能等」になりますけれども、条例規則では、防災センターである旨を入口に表示しなさいや、消防総監が必要と認める機能が確保されているものであること、こういった条文を受けまして、技術上の基準では、防火対象物の出入口に案内表示をしなさい、または、消防隊の主要な進入箇所と防災センターにおいて通話できる措置が講じられている、こういった形で様々な基準が定められています。

続いて「ソフト」、どちらかという中で働く方、防災センターに勤める方の話です。まず、防災センターに勤める方、「防災要員」としています、順番が逆になりましたが、防災要員の定義を次のスライドで説明

します。

火災予防条例の防災センター、どうしなければいけないのかということで、「管理について権限を有する者は、防災センター要員講習を修了し、修了証の交付を受け、かつ、自衛消防技術認定証を有している者のうちから防災センターにおいて監視、操作業務に従事し、災害等が発生した場合には、自衛消防活動を行う者を、規則に定めるところにより、防災センターに置かなければならない」。「ならない」としております。

次、「規則に定めるところにより」ですが、こちらは「消防用設備又は特殊消防用設備等の総合操作盤及び制御装置の監視、操作等を常時行うことができるように配置するものとする」と、こちらの条例と条規則を受けて、防災センター要員を配置し、24時間監視・操作できるようにしなければならぬとしています。ただし、ここで何人置かなければならないというところは、こちらの条例にも条規則にも明確にはされていないところです。

「防災センター要員」も次のスライドで定義しています。先ほど上のスライドで「防災センター要員」という用語を使いました。そちらの定義は、「防災要員」とは、防災センター等において、監視・操作等に従事する者をいいます。「防災センター要員」は、「防災要員」のうち、自衛消防技術認定証を有し、かつ、防災センター要員講習を修了した者をいいます。従って、防災センターで勤務する人を一般的に「防災要員」と呼び、その中からさきに挙げた2つの資格を持っている人を「防災センター要員」と定義しています。

2つの資格はどういったものが、関係したものが、こちらの下1と2になります。自衛消防技術認定証と、そのほか、防災要員講習修了証ということで、試験を受けるものと講習を受けるもの、その2つの資格が防災センター要員の方には必要です。

続いて次のスライド、13番、「防災要員の配置」です。こちらは、いわゆる人数についてどんな基準があるのかということですが、まず「防災要員は、努めて最小でも3名配置されるように指導すること」。3名以上置きなさいという指導です。ミニマムの話です。

大きな対象物ではおおよそ3名では足りない。そういったときどうしたらいいのかということで、「防災センターにおいて、予測結果を基にして災害対応に必要な防災要員の数を明確にすること」としており、防災要員の数を策定するために、何人必要だという予測を行うこととしています。

こちらは実際の防火対象物にどれぐらいの防災要員の方が勤めていらっしゃるのだというのを認識してもらうために、数字を引っ張ってきたものですが、16項のイ、特定複合用途、飲食店とか物販とか、中身の内訳は把握していないですが、いろいろな用途が合体したもの。総延べ面積といたしまして、おおよそ7万5,000平米、防災センターには22人勤めています。

そのほか、16万6,000～7,000で11名勤めていたり、こちら17万5,000平米ぐらいで4名勤めていたりといったことで、数に幅がありますが、少なくとも3名以上、場合によっては22名置かなければいけない、そういった防火対象物もあるということで、ご承知おきいただければと思います。

次のスライドは14番、こちらは防災要員、防災センターに勤める人が火災が発生したときに取らなければいけない行動は何ということで、列記したものです。

簡単に小見出しだけ。出火場所の確認、現場の確認、消防機関への通報、初期消火、区画の形成、情報伝達及び避難等、あと、その他自衛消防に必要な行動を取ることとなっています。こちらに書かれている行動を基に行動予測を行います。それはこの後また説明します。

続いて、スライド15、「必要な防災要員の数の予測」ということで、予測するに当たって「自衛消防活動の限界時間に関すること」。まず、建物に対してどれぐらいの時間で活動しなければいけないかを設定したことになります。

こちらは一例です。1つの防災センターで監視・操作を行っている場合、スプリンクラー設備がある対象物だと、ベースの時間が9分、スプリンクラー設備がない時間だと、ベースの時間が6分。3分の開きがありますが、そこに対して、排煙の効果時間と、あとプラスアルファ、その他の遅延効果ということで、そち

ら合わせた時間で、おおよそこの建物については自衛消防活動時間をこの時間でやり切らなさいという設定を行います。

そのほか、行動予測するときにいろいろな条件がありますが、代表的なものとして、火災がどこで起きるか、想定出火場所の設定を行います。「対応行動を終了するまでに多くの時間を要すると予想される場所」ということで、防火対象物の一番遠いところ、最上階や最下階、または一番面積が大きくなる区画、こういったところで火災が起きたらどうするのというので、設定してくださいとしています。

そのほか、出火時間の想定です。いつ火事が起きるのかというところで、防災要員が最も少なくなる時間帯や自衛消防活動が困難になる時間帯、そういったところで設定してくださいという条件になります。

こちらは「対応行動予測表」です。防災要員が取らなければいけない対応行動はこれだけありますというところ、それに対して、具体的に書き下したものがこちらになります。各項目について時間が何秒かかるのかを積み上げていって、限界時間として、この防火対象物の活動には何分かかかるのだというところを定めています。

こちらのスライド1枚目、火事が起きてから現場駆けつけまで、防災要員は何分かかかるのかという計算。こちらは例えば火点を探す時間、消火器による消火時間等々を積み重ねて、想定出火場所での消火、避難区画の形成等の対応行動がどれぐらいかかるのかという時間を出します。先ほどまでの上の駆けつけ時間と対応行動の時間をガッチャンコして、合計何分かかりましたね。その何分が、こちらの限界時間に対してどのような数字かというところで判断しています。

そのほか、こちらでも説明しますが、1枚おめくりいただいて19の対応行動予測、上の表の時間を詰めるに当たって、各種パラメータ設定しております。人が歩くのにかかる時間とか、エレベーターを使ったらどれぐらい時間かかるのか、あと、それぞれの活動に対しても時間を設定させていただいているものもある、そういった表です。

進めて20、こちらは「防火区画の形成及び避難状況の確認方法」ですが、ここは細かく書き過ぎたところですが、対応行動の中に防火区画ができているのかを確認する時間、避難が完了したのかというのを確認する時間、そういったものを計算する必要がありますが、そちらの計算方法について詳細に書き起こしたものがこちらになります。参考までに、同じ内容につきましては参考資料6、細かくはそちらを御覧いただければと思います。

そのほか「防災センターの外部評価」は、外部評価の成り立ち、成果についてで、スライド番号22番になります。

外部評価の成り立ちですけれども、防災センターに設置される防災システム装置はとても複雑に構成されております。防火管理体制を綿密に計画する必要があることから、学識経験者で構成された「防災センター評価委員会」を設置し、自衛消防隊の体制や防災センター等の技術上の基準に基づいて審査を行わせていただいております。審査終了後、評価の結果は「評価書」と「認定証」という形で申請者へ交付するという形です。評価機関、防災センターの評価は一般社団法人東京防災設備保守協会と、一般財団法人日本消防設備安全センターにおいて行われておりますが、東京では保守協会に申請するように指導している次第です。

続いて、今回防災センターを取り扱うに当たり、スライド23「要望」です、防災センターを取り扱うに当たって今回火防審でいろいろな声を聞いたところになります。

幾つか挙げております。「予測結果に基づく災害対応に必要な防災センター要員の数を、実際に24時間常駐させる必要があるのか」というところで、在館者が少ない休日・夜間等、建物に人が少ない、もしくはいない、そういったところに実際に予測結果で得られた人数をフルで置く必要があるのかというところがあります。

その次、「遠隔監視場所からの防火対象物の警戒・監視について認められないか」というところ。遠隔監視場所とは何というところですが、先にまずこの議事(2)を進めさせていただきます。

遠隔監視場所とは何というところ、「防火対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うことのできる場所のうち、当該対象物の敷地外にある場所」になります。防災センターが入っている建物があり、その敷地の外から防災センターの中の様子をうかがうことはできないのかという内容になります。

そのほか、「防災センター業務と他業務の兼務を認めてほしい」、一緒にできないかというところでは、防災センターに受付窓等を備えて、入退出管理等の業務を行いたい。もしくは、防災センター要員に必要な資格所有者を社員で賄いたい。センター業務と本来業務の兼務、そういったことができないのかという声になります。

そのほか、こちらはレアなケースかもしれませんが、防火対象物の用途変更、建物使い方変えてしまったため、最初は防災センターの設置が必要なかったが、防災センターをつくる必要が出てきましたといったときの対応です。現行基準に適合する防災センターはつくることができない、構造が適合していない、スペースが少ない、スペースがない、そういった問題があります。

そのほか、「独自に導入した新しいシステムやツールについて評価してほしい」というお声がありました。

こちらは参考ですが、「他消防本部の基準」というところで幾つか調べました

東京周辺の政令指定都市と、西の基準はというところで大阪市を調べましたが、何を調べたかという、夜間や休日、在館者が少ない場合の対応というところで、防災センターを無人にすることを認めているのか、遠隔監視を認めているのかといったところについて、調査した内容です。

基本的に川崎市は遠隔監視も無人、夜間無人も認めておりませんが、ここに挙げているほかの4消防本部、条件を満たせば遠隔監視や防災センターが無人であるというのを認めている、そういった実情がありますということで、他消防本部の基準として挙げました。

以上で議事2「防災センター概要」についての説明となります。

議長、お返しいたします。よろしくお願いします。

【議長】

ご説明ありがとうございました。ただいま説明ありました資料2の内容について、何かご質問、ご意見ございますか。

私からよろしいですか。3枚目に、防災センターに集約される情報ということでまとめられており、赤字で「作動状況」、あるいは「作動状態」という文字があるのですが、それぞれ「防火区画・防煙区画」、あるいは「その他」の「ガスの緊急遮断弁」のところですが、それ以外のものについての情報というのは、例えば消防用設備等ではどういった情報が防災センターに集約されるのでしょうか。

【事務局】

お答えさせていただきます。

消防用設備等、屋内消火栓、スプリンクラー、水噴霧とか、例えばですけれども、屋内消火栓スプリンクラーですと、ポンプの起動、消火栓ポンプが回っているオン・オフや、あと、水源となる水槽の減水警報とか、基本的な情報は取っています。

私が赤字で強調させていただいた内容、「防火区画・防煙区画」等の「作動状況」は、「シャッターを動かしました」「スイッチを入れました」という信号は集められますが、「確実にシャッターが閉まりましたよ」という作動確認の信号は入ってこないというのを強調したいがために、赤で「作動状況」と書かせていただきました。同様に、ガスの緊急遮断弁につきましても、動いた、でも確実に遮断できたかどうかの確認情報までは取れていないというのを強調したいがために、赤字で記載した次第です。

【事務局】

最低限のものになってくるので、作動状況だけではなくて、積極的にこちらから閉めるという操作がで

きるものもあるし、作動状況だけ拾うものもある。消防設備についても、作動状況だけ表示している建物もあれば、積極的にこちらからポンプを遠隔で起動するという機能を持っているものもありますが、この「作動状況」というのは、最低限これをやってくださいというお願いをしている、お願いというか、そこを要求しているということです。

【議長】

こういう情報が入るようにということで、要求をしているわけですね。

例えばスプリンクラーなども、どの位置のものが作動したとか、そういうところまで分かると火点の発見につながってくると思うのですが、ポンプが作動している、していないぐらいでは分からないでしょうね。

【庁内関係者】

スプリンクラーの場合は、階ごとに作動確認できる弁がついていますので、その階単位では分かる。ものによっては、共同住宅用スプリンクラー設備みたいなものは、住戸単位、住宅の単位で発報確認ができるものもありまして、一概に何とも言えないのですが、通常我々が見ている、こういう一般のビルについているようなこういうスプリンクラーは、階表示まではできます。共同住宅の場合は、ものによっては住戸の中、何号室の住戸が発報しているというのは分かるものの中にはあります。

【議長】

例えば感知器は、警戒区域ぐらいまでは分かるけれども、詳細な位置までは分からないですか。

【庁内関係者】

いろいろな型がありますが、P型の場合は、このエリアというのが分かる。R型のような個別アドレスを持っているような感知器については、どの感知器が発報したというのまで分かるものもあります。

【議長】

そういったようなものも、防災センターに集約される情報と考えていいのでしょうか。

【庁内関係者】

そうです。おっしゃるとおりです。

【議長】

分かりました。ほか、何かございませんでしょうか。

委員、どうぞ。

【委員】

私、防災センターの知識がないので教えていただきたいのですが、先ほど防災要員と防災センター要員の説明していただきました。防災センター要員というのは必ず1人いなければいけないとか、そういうルールというのはあるのですか。

【事務局】

スライドの11になりますが、防災センター要員、資格を2つ取った人を必ず置かなければいけない。私の説明が早過ぎて申し訳ありませんでした。

【事務局】

人数については、法令上ここに書いてあるように、2つの資格を結構取るのは大変ですが、その資格を持った方を配置しなければいけないというのは特に法令上明確になっていないです。従って、スライド13番で、いろいろ指導基準で指導しているというところで、うちの指導としては基本的に防災センター評価とかで、大体このぐらいの人数がこの防災センターには必要です、得た人数全員にその資格を取ってくださいということを指導しています。

それが「常時」と言っているので、例えば必要な人数が4人だったら、常時だと、多分24時間となると、それ以上の人数の資格者を用意しないといけないという指導はしています。そこが今回問題にもなるところで、法令では明記されていないのですが、そういう指導基準で指導しているというところです。

【委員】

分かりました。これは外部の会社に委託しているとか、そういうことはないのですか。

【事務局】

基本的には警備会社に委託される例が多いので、そのときに、こういう資格を持った方を何人という発注の仕方をされている、前調べたときはそういう発注のされ方をされていて、それによって委託の金額が変わってきたりとかというものはあります。一応そういった形で資格者の手配をしています。

【委員】

分かりました。ありがとうございます。

【委員】

質問よろしいでしょうか。

【議長】

お願いいたします。

【委員】

今回のこの検討、大変重要なことだなと以前から感じておりますが、抜けといいますか、私が感じたのは、防災センターという定義に必ずしもそぐわないような、もう少し小さめのものを、私も以前、偶然見たことがあって、例えば会社の若い従業員たちが寝泊まりされている社員寮のようなところで、防災盤はあると。管理人の方もいらっしゃる、ただし、いわゆる防災センターという定義には入っていない。要は比較的小規模なところだと。ですが、それなりの人数の方々が泊まっている。管理人さんもいわゆる24時間体制ではないということで、そういう意味で、夜は非常に脆弱な状況にはなるといふ、これはただの一例なのですけれども。

まとめ直しますと、防災センターという定義にそぐわないですが、それなりの人数がいて、防災センターもどきのものはあるけれどもという、そういう場合の危険性というのは、ポテンシャルとしてあるのではないかなとこれまで感じておったのですが、そこら辺のところ全てを網羅的にできるということはないのですが、今回のこの検討の対象に含めるべきか否かということに関しては、これはまず事務局にお伺いしたほうがいいのかもかもしれませんが、どのようにお考えでいらっしゃいますでしょうか。よろしくお願いいたします。

【事務局】

事務局からお答えさせていただきます。

ご質問の意図は、防災センターが設置されない防火対象物において、例えば社員寮とか、それなりの宿泊される方がいらっしゃる建物について、例えば管理人室等に自動火災報知設備の受信機なりが置かれているとか、そういった状況の想定ということで、まずよろしいでしょうか。

【委員】

そうです。

【事務局】

そこに対して今回の検討の対象として含めていくかというところですが、今こちらの意向といたしましては、まず「これからの時代にふさわしい」というところも挙げるに当たりまして、今委員からご提示の挙げたような防火対象物は、そもそも防災センターで集めるべき情報がさほどない、種類がない、自動火災報知設備の受信信号しかないというところ、そこに対して何かしらの新しいものをつくるよりは、まずより大きな防災センターで検討して、そこから得られた知見、検討なりを、成果を得ましたら川下に流す。そういった検討で進めていければと考えております。

はっきり言ってしまえば、今比較的小さい、言葉として「小さい」が正しいがどうか分かりませんが、そういったところに対して、今回この2年間で、具体的にこれからに向けたブラッシュアップは考えてはいないというか、優先順位が低い。大きいものからつくった基準を流していけるのではないかなと考えている。お答えになっているでしょうか。

【委員】

了解しました。確かに全てを限られた時間とリソースの中で行うということは不可能ですので、今おっしゃったように、まず大きい緊急性の高いものから順番に進めていってということで理解いたしました。ありがとうございます。

【議長】

ほか、何かございますか。

【委員】

2点あるのですけれども、先ほど議長がお話しになった、3ページの「非常錠」と言われているものは、よく言うセキュリティのドアだと思っていいのですか。

【事務局】

非常錠は、自動火災報知設備と連動する電気錠がまず入ります。それ以外で、多分防災センターには建築のほうの中央管理室、言葉正しかったか覚えていないですが、あれも合築されている場合が多いので、そちらで建物の鍵、防災センター、自火報に絡まない限り、鍵の施錠管理を行っているのであれば取り込んでいると思いますが、この非常錠がどこまで包含しているか確認させてください。

【委員】

屋外との境界のところなのか、別の管理権限の違いとかの、そういうセキュリティの部分も含めているのかという感じですかね。

それと、最後のスライドの横浜市消防局のところで、3行目の頭に「防災要員の駆付」と書いてあるので

すけれども、無人とかそういうイメージの場所なのですよ。なぜそれに「防災要員の駆付」というのが書いてあるのかが分からなかったのですけれども。

【事務局】

横浜市の細かいところはまだ見ていないのですが、基本的に多分無人で駆付になると、どこかに委託したりとかして、一定時間内に警備業者が来るとか、そういったことでオーケーに。これは、これから今度調べていこうと思います。

遠隔監視に関しては、もともとの、さっき言った総合操作盤の基準がありますが、そっちの基準の中で、告示で、「遠隔監視」という文言はあります、東京消防庁としては、それは今のところ採用していないというか、認めていないという形になっているのですね。

従って、今後の時代の流れもあり、この審議会の中で、遠隔監視というのを東京消防庁が認めていく方向で持っていけたらなとは思っております。ただ、どういう形にするのがいいのかというのは、まだ我々も検討していく必要があります。

ほかの本部がどういう形でオーケーにしているかというのも、まだそこまでは確認できていないのですが、恐らく警備業の駆付で、ある一定時間を設定しているのか、警備業にお願いしていればもうそれで終わりにしてしまっているのか、そこはまだ分かっておりません。

【委員】

いずれにしても、この今の横浜市消防局の書き方は、スプリンクラーが設置されているというのが前提ですよ。

【事務局】

多分もともとの総合操作盤の告示の中の遠隔監視のところで、スプリンクラーの設定を条件にしているので、多分そこから来ているのではないかなと思っています。我々も今後、例えば防災センターの遠隔監視を認める上でも、総合操作盤の基準より甘くなっちゃいけないので、スプリンクラーの設置を前提にせざるを得ないかなとは、考えております。

【委員】

分かりました。ありがとうございます。

【庁内関係者】

今の補足です、マンションの大手デベロッパーでは、自分たちで建てたマンションに防災センターが設置されていれば、そこでも監視していますし、多摩にある中央監視室というところで、全国に建てたマンションの防災情報を一括で管理しています。各地の防災センターから例えば信号が入ったとき、当該防災センターに連絡して、動きがなければ、契約した委託警備会社はその建物に駆けつけるというシステムを採用しています。まさに具体例を挙げれば、そういうものを遠隔監視として認めているという形だと思います。

【議長】

横浜市消防局の基準なので、不明な点もあるかと思いますが、まずこの遠隔監視対象物の定義がどういったものが定義されているのかというのは参考にできるかもしれません。無人化の流れにつなげることができるとも。根拠があるのかどうか、お調べいただければと思うのですが、横浜市消防局の場合は、スプリンクラー設置というのが1つ遠隔監視対象物になっているわけですね。

先ほど申し上げましたけれども、スプリンクラー設置だとなぜなっているのか。それは作動した、しない、そのような情報が的確に伝わりやすいからかなど、整理できればと思います。それがこちらの東京都の建物に対してどう適用できるかというのはまた別の話ですけれども、場合によっては無人化とか、そういう遠隔の話が出てきたときは、一つの参考になるかもしれません。

何かほか、委員の方々ございますでしょうか。

【委員】

初期消火の話だろうなとは理解していたのですが、それこそマンションなどで、スプリンクラーの設置が要らないような構造のありますよね。住戸を超えて火災が拡大しないような構造。そういったものも、場合によっては含めていく方向性もあるのでしょうか。

【庁内関係者】

恐らくはここで対象にしているのは、実際にそのスプリンクラー設備というものがついていてということで、もしやるとすればそういう形にしたいなとは思っています。

それも実態調査ですとか、議論の進展によって変わる可能性あると思いますが、今の現状での我々の腹積もりとしては、一応そういう形は考えています。

【事務局】

もしかしたら遠隔監視を可能にしたとして、そこだけ残ってしまうかもしれない。というのは、もともと総合操作盤も、遠隔監視の条文はあるけれども東京消防庁は採用していない。そもそも採用できたとしても、よく要望があるのは、大きいマンションとかで総合操作盤がついていて、誰も操作する人がいない。でも、お金もかかるので人も置くわけにいかないというときに、どうしたらいいかという相談はよく上がってはきます。遠隔監視で何とかできないかと言われても、当庁は遠隔監視をオーケーしていない。ましてやSPもついてないので、厳しいという形にはなっています。

【庁内関係者】

正直な話をすると、今までは恐らくそれでよかったのかなとは思いますが、これから人口減少時代に入して、例えば今1億2,000万いる人口が8,000万とかになった場合に、果たしてこういう防災の監視業務にそれだけ人的リソースを投入するだけの余力が国にあるのかという問題もありますし、そういう深いところまで考えていくと、ある程度機械監視だとか、デジタルだとか、IoTだとか、そういうのを使って省力化ということを考えていかないと、システム自体が、社会自体が成り立たなくなっていくおそれがあるという危機感を持っていて、そういうのも背景要因としてあって、こういう検討をちょっと進めていきたいというところでございます。

【委員】

ちなみに防災センター評価の中では、スプリンクラーをつけなくていいところは、スプリンクラーがついているものとして、余裕時間というか、限界時間が「9分」とやっちゃっているのですよね。それはそうですね。

【庁内関係者】

そうです。

【事務局】

一応要員として消火する人がいるという前提ではあるとは思いますが。

【庁内関係者】

確かに区画の外に火災が進展しなければ、そこで抑えられて、そこで焼け止まっておしまいでもいいでしょう、その部屋だけでいいでしょうという考え方もあるので、そこは今後の議論次第かなとは思いますが。

【事務局】

無人等であれば、人的影響ないのであれば、そこで収まってくれるのだったらというのはあるかもしれないですね。

【委員】

ありがとうございます。

【委員】

今のお話と少し関係しますが、この本部の基準は、大きな建物は基本内装が不燃化されていて、構造も基本燃えない構造を前提にしているようにも感じられます。今後、構造も木造になってきたり、内装も「現し」にしたりとか、天井面もできれば木材を使いたいなんていう、火災の人間から見るとちょっと信じがたいような流れになっておりますので、今回そういった木材をたくさん室内に使う建物にあっては、初期消火、初期の人的対応というのが非常に重要になると思いますので、緩和するに当たってはそういったこともぜひ取り入れていくべきではないかなと感じました。以上です。

【議長】

ほか、よろしいでしょうか。

【委員】

防災センター内部の基準とは、特段定められていないということですか。7ページの例では防災センターの外に仮眠室があって、「直近に位置しているか」というコメントがありますが、防災センター内の一角に仮眠室やトイレが設置されている事例もあり、防災センター内で出火しないということを前提に考えると、防災センター内には出火の可能性が高い室は設置しないとか、設置する場合は防火区画するなど、防災センター内の室について、何か基準などあるのでしょうか。

【事務局】

「防災センター等の技術上の基準」の4番の(2)で「仮眠、休憩室等の防災センターに関連した用途の室であっても、防災センターとは防火区画されていること」、これは指導で、法令で言っているわけではないのですが、あくまでこの技術上の基準でそう言っているというところで、なかなか難しいところです。

保守協会の防災センター評価は、この基準を基に評価していただいているので、法令基準を超えたところも含めて評価していただいているという形にはなっているというところになります。

【委員】

今回のこの検討の中で、どこまで決めていくのかが分かりませんが、何を守ろうとすることを検討していくのか、例えば、防災センター内での出火を防止するとか、ほかからの延焼を防止するなど、が整理されると「何のために」というところが分かりやすくなると感じました。以上です。

【庁内関係者】

今のお答えにはあまりならないかもしれませんが、基本的に今、防災センターに課しているハード面の規制は、現状維持しようと考えています。今回ハード面も提示させていただいたのは、もし皆さんから何かこの件について、ハード面も規制したほうが、もうちょっと強化したほうがいいのではないかとか、そういうお話があるようでしたら、それも議題に取り上げようかなというところがありまして、一応そのハードの規制についても、一応情報は提示させていただいているということです。

メインはどちらかというと、こちらの後ろにありますソフトのところを、今回はメインに検討していきたいと考えています。

【議長】

まだご意見等ある委員の方いらっしゃるかもしれませんが、後ほどご意見をいただければと思いますので、次の議事に進めさせていただきます。

次ですが、議事3になりますけれども、「防災センターの調査」についてということで、事務局からご説明いただけますでしょうか。

【事務局】

議事3「防災センターの調査」について説明いたします。お手元の資料3ご準備ください。

1枚目の上、この資料の目次になります。「目的」、「調査方法」、「調査対象」、「調査項目」、「ヒアリング内容の事例」になります。あと、VIで「今後の審議検討の方向性」について、提示したいと考えています。

調査の目的です。これからの防災センターというところで、現状の確認及び課題・要望、どんな声が現場にあるのか、実際に聞いていきたいと考えています。

現状です。例えば、防災センターで勤務する人の実態、配置人員、ローテーション、資格管理はどうなっているのか。あと、防災センターに設置されているシステムやツール。何か新しい便利なもの使っていないのかというところ。あと、そのほか防災センターを管理・運営する上での今の問題点・課題。例えば、急な欠員が出たとき対応できないとか、機械が古くなってどうしようとか、そういったところについて聞いていきたいと思います。

課題と要望です。今後予想される防災センターを取り巻く状況、人手不足、労働生産年齢人口の減少、予想されているもの。あと、技術水準の変化も、10年前、20年前と、主にICTに関わる部分が大きいですが、最近ではAIが流行りになっているとか、技術水準が大きく変わっています。そういったものを考慮して、防災センターの関係者、運営する人、設計する人もしくは設置する人たちがどんなことを考えているのか。例えばこんなシステムを使いたいとか、そういった要望がないのかというところについて調べたいと考えています。

「調査方法」は、防災センターを運営・管理する関係者へのヒアリング。従って、実際に防災センター要員で勤務されている方というよりは、そちらを管理・統括もしくは防災センターの運営について権利を持つ方、そういった方たちへのヒアリングを考えております。

調査対象とする防災センターですけれども、今のところおおむね30対象程度でできればと考えています。

どんな防火対象物に聞きに行くのかというところ、先ほどの話の流れもありますが、例えば平日と休日、日中と夜間の在館者が大きく異なる防火対象物に存する防災センター。事務所の用途で構成されるビル、あと、百貨店とかなどが考えられるでしょうか。

そのほか、防火対象物の延べ床面積に対して、在館者数がそんなにいないという防火対象物になります。なぜ選んだのかというところですが、建物が広すぎて火災が発生したときの移動に時間がかかったりして、時間が要する。そういうところの対象として、倉庫とか物流センターとか、そういったところに聞きに行ければと思っています。

そのほか、管理形態が複雑、一元的な管理が困難な防火対象物に存する防災センターということで、物販が入っていたり、事務所が入っていたり、上に高層の共同住宅とか、例えばホテルが入っていたりとかする、そういった防火対象物について調査しに行きたいと考えております。

そのほか、こちらは後でご意見いただきたいところなのですが、検討会の中で防火対象物についてご提案いただければと考えております。

「調査項目」です。先ほどと若干内容がかぶりますが、防災センターの勤務体制、人員の配置状況とかローテーションですね。あと、防災センター内の業務、実際にどんな業務をやらせているのかということです。

消防用設備等の監視・操作はもちろん行っていますが、例えば建物内の監視・警戒、建築設備の操作・監視というところもあるかと思います。そのほか、兼務のところとかありますが、例えばこれだけ人を置いているのだから、防災センター内でこんな軽微な事務をやらせたいと、そういうのをもしかしたら運営者が考えているかもしれない。こういったところについて聞ければと思っています。

あと、防災センター内の設備や機器の更新状況というところで、長期にわたり運営されている防災センター、使っているうちに総合操作盤なり、中の機器が古くなっていってしまいます。こういったタイミングで更新しているのか、更新のとき気をつけているところは何なのかというところについて、聞いていきたいと考えています。

運営に活用しているツールやシステム、ネットワークカメラ、画像認識、SNS等、今、監視、警戒、関係者間のコミュニケーションに便利なツールがどんどん来ております。DX化に絡むところもあるのかもしれませんが、今、便利なものについて聞いていきたいと考えています。

そのほか、主に自由記述で取るところになりますが、訓練や自火報の非火災報等の対応で何か困ったことはないのか。防災センターの運営管理上の課題・問題点です。将来どんなことが起こるのだろう、どんなところが心配なのだというところ。

あと、防災センターこういうふうに使いたいものだけでもとか、こういったツールはどうだという要望・アイデアについて聞いていきたいと考えています。

Vの「ヒアリング内容」、今、上に挙げた項目、これだけだとヒアリングの皆さんも答えにくいと思いますので、実際にアンケート、ヒアリングのときの質問形式で書いたものになります。詳細な説明は省きますが、上で例えば書いた防災センターの勤務体制については、「平日と平日夜間勤務、休日、それぞれ何人勤務していますか」みたいな感じで聞いていきたいと考えております。

こちらのヒアリングを調査して、火防審として何を行っていききたいのかというところですが、まず、防災センターについて考える上で、まず、多分ここは原則ですけれども、人命安全性及び防火安全性の現状維持は前提になると思いますが、その上で社会情勢、働き方改革、労働生産人口の減少、アナログ規制の見直しで総務省が動いていますが、言い換えてDX化になるのでしょうか。そのほか、防火対象物の使用形態が大規模化・多様化、または時間帯による在館者の変動。あと、再三言っていますが、技術水準が随分上がりました。

これらを踏まえ、これからの時代にふさわしい防災センターに向けた制度等の見直し、あるいは充実・強化ということで、防災センター及び勤務員等に関わる制度について何かないか。または、防災センターの設置基準、指導基準について何かないか。集中管理計画の評価方法について何かないかというところで、見直し、充実・強化を図っていききたいと考えております。

以上でこちらの資料の説明を終えさせていただきます。議長、お願いいたします。

【議長】

ご説明どうもありがとうございました。

ただいまの資料のご説明内容について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【事務局】

補足よろしいでしょうか。

事務局から委員の皆様をお願いしたいというか、アイデアを頂きたいところが、まずこちらの「調査対象」のところですよ。まず、事務局としては大きくこの3本の柱を立てましたが、例えばこんな防火対象物、こんな用途のものはいかがかというところがまず1点。

そのほか、2点目、「調査項目」を挙げましたが、こんなことは聞いてみたらどうかということで、ご意見を賜れたらと思います。よろしくお願いします。

【委員】

今の調査対象のところですが、最終的、無人化できそうなところを選んでいくということはやらなくていいのですか。共同住宅だけみたいな。今、複合化というのが3つ目にあるのですけれども、どちらかというと共同住宅単体みたいな、大規模だけれども単体みたいな。

「調査項目」の中で、こういう言い方が適切か分からないのですけれども、「どれだけば一っとしているのですか」というか。あまりそんな人はいないのかもしれないのですけれども。基本的に監視カメラの映像が切り替わりながらというのを見ているというのが業務かもしれないのですけれども、それはでも、防災、火災なのですかね。カメラで火災を見つけようという感じではないですよ。

【事務局】

防犯のほうで見ているかと。

【委員】

ですよ。その業務のウェイトというか。結構大規模なところは、めちゃくちゃ人がいました。この人たち防災センターの専従の人なのかなという感じで疑問に思ったこともありましたが、そういったことを何かあぶり出せるような、業務の割合みたいなところですかね。

それはさっきのヒアリング内容のところで、「何人勤務していますか」というところに、防災センター評価で「何人が最少になっていますか」という人数も一緒に聞いておいたらいいのではないですか。あれは夜間想定なので、別に昼間にどれだけたくさんいてもいいのじゃないでしょうか。その人数も一緒に出しておいたら楽かなと思いました。以上です。

【事務局】

ありがとうございます。

【議長】

ほか何かございますか。

【委員】

これはその建物の責任者のような方にお聞きする前提かと思いますが、防災センターの運営を自前でやっている場合と、自前でやるけれども人材派遣で人を手配してやっているところと、それから、防災センター業務自体を委託してしまっているところがあるのではないかなと想像します。その場合に、もし業務委託を丸っとしている場合があれば、それを受けている企業は恐らくそう多くはないだろうし、加えて、そういうところにいろいろなノウハウがあるのではないかと思いますので、業務委託、運営がどういう形ですかというのを聞いていただいた上で、もし丸ごと委託していますということが出てきましたら、その委託先の警備業者のお話を聞くというのも、いい情報が出てくるのではないかなと思いました。

以上です。

【庁内関係者】

そのようにさせていただきます。

【議長】

ほか、何かございますか。

【委員】

今の委員のお話は、基本的にほぼ委託と言われている気がしまして、再々委託をやっているのが多いかなという気もします。それはコメントなのです。

先ほど言い忘れたのが、Ⅳの「調査項目」の3つ目の「防災センター内の設備や機器の更新状況」というところで、更新するタイミングがどうなのかみたいなお話があったと思いますが、これは誰が分かるのですか。消防の人から言われるのですか。防災センターに勤めている人が「これは更新しなければいけない」とは思わないですね。

【事務局】

寿命というか、機器の老朽化で交換するというのは、署にいたときは結構、ここ数年がすごく、体感としては去年まで署でよくやっていましたが、多かったなという体感としてはあります。それは何の契機にというのは、そこまでは把握はできていないです。聞くと「更新の時期なので」というのとか、あと「老朽化している」「そろそろ交換したほうがいいですよ」ということを業者さんから多分言われると思うのですよね。

【委員】

分かりました。ありがとうございます。

【議長】

ほか、何かございますか。

【委員】

私は聞こえていない面もあって恐縮ですが、防災センターの要員の方々が有資格者の方というときに、一旦資格を取られてから、その後のさらなるフォローアップとかケアとかいうシステムがあるのかどうか、もしそういったものがないのであれば、そういったことに対する要望、そういったことというのは一旦講習を修了した後の継続的な勉強とかトレーニングの仕方とか、そういったものに対して何か要望を彼らとしてお持ちかどうかということも、アンケートというか、されてみてはいかがでしょうか。

【事務局】

画面を御覧ください。こちらは先ほど提示した防災センター要員が必要な資格として2種挙げました。「自衛消防技術認定証」は、東京消防庁が試験を筆記試験と実技試験を実施して、合格した人には認定証を交付しております。ちょっと言葉は悪いですが、こちらはやりっ放し。一方、2つ目の「防災センター要員講習修了証」は、最初に2日間の新規講習を受けていただいた後、5年以内に再講習を受けていただくということで、2つ資格ありますが、そのうちの1つは再講習制度が設定されているというのが現状です

これを受けて、センターに勤めていらっしゃる方たちがどういったご要望を持っているのか。もしかし

たら自衛消防技術も確認したいとか、講習内容を5年では忘れてしまうから3年にしてほしいというご要望があるかもしれないということで、ヒアリング内容を一度つくるときに検討させていただきます。

【委員】

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

【議長】

委員、どうぞ。

【委員】

内容のことではないですが、私はふだん労働安全の研究しており、現場でインタビュー調査することがありますが、私みたいな研究所の者が行くとすごく緊張されて、下手なと言えないみたいな雰囲気になってしまうときがあります。今回東京消防庁のどなたかが行かれたときに、例えばこのヒアリング内容に正直に答えると法令違反になってしまうような内容がある場合に、正直に答えていただいても問題になることありませんので、安心してざっくばらんにお話くださいみたいな、そういう言い方で聞いていただいたほうがいいかなと思います。

【事務局】

ありがとうございます。

【議長】

よろしければ次の議事に移らせていただきます。

議事4になりますけれども、「関係者不在施設の調査」について、事務局からご説明願います。

【事務局】

「関係者不在施設の調査」を説明させていただきます。お手元は資料4をご準備ください。

先ほどの防災センターの調査とつくりはほぼ一緒です。最初に目次があります。

スライド2です。まず、関係者不在施設等の定義をさせていただきます。

1つ、「業態の多様化や技術の発展により、従業員等の関係者が存在しない又は長時間不在となる施設」。そのほか「在館者に比して少数の関係者で管理運営する施設」とさせていただきました。

ここで、「在館者に比して少数」とは具体的にどんな比というご質問が出るのかなと覚悟しています。ここについては明確な答えは持ち合わせていないですが、イメージは、少人数、1人とか2人とか、ワンオペとかでやっているようなインターネットカフェやカラオケボックス等、あと、夜中泊まり込みで管理者が一人のみのホテルなどを、いわゆる「少数の関係者で管理運営する施設」と考えております。

そのほか、関係者不在施設は、最近流行りのスポーツジムとか、シミュレーションゴルフとか、あと、シェアオフィス、貸し会議室、民泊、あと最近ですと冷凍餃子とか、ああいう加工食品を売っている物販などが多数あるでしょうか。こんな施設を「関係者不在施設等」として調べていきたいと考えております。

1枚おめくりください。「調査の目的」です。まず、関係者不在施設等の実態把握ということで、現在確認できる業態、どんな業態があるのかというところで、ここに例示したもの以外のものについてもあるかもしれないということで、インターネットで調べていきたいと考えています。

また、業態別の店舗数、傾向の把握です。残念ながら全数調査するリソースがございませんが、こういった店舗が今流行りなのかというところについて調べていきたいと考えています。

あと、関係者不在施設等における店舗の運営・管理方法について調べたいと考えています。

関係者不在施設等の防火管理上の課題を抽出したいと考えています。

「調査方法」は、まず、インターネット調査。こちらは現在確認できる業態、傾向の把握、あと、運営母体がどんなところというところをインターネットで調べつつ、施設を運営管理する運営母体に対してはヒアリング、聞かせてください、訪問でヒアリング調査をしたいと考えております。

次、「調査項目」です。関係者不在施設等概要は、主にインターネット調査ですが、施設、所在、業態、営業時間、テナントの展開方法、平屋1棟でやっているのか、または建物の一部に入居しているのか、あと、運営母体、チェーン店の親玉はどこかというところです。

関係者不在施設の運営・管理方法、こちらから下は主にヒアリング内容になりますが、店舗を回すときにどんな運営・管理を行っているのか、どんなICTを使っているのか、防犯カメラを使っているのかというところを見ていきたいと考えています。

あと、防火管理体制について。消防計画はどんな内容で出しているのか。あと、日常時の防火管理体制。火気の見回りとか、収容人員の管理とか、どういうふうにやっているのかというところ。

そのほか、火災発生時の初動対応です。こちらは自火報が鳴ったときも含めているつもりです。発見・通報、初期消火、避難誘導等、実際にどうやっているのかについて調べたいと考えています。

ヒアリングですので、店舗を運営する運営母体です。日常時の防火管理体制、火災時の防火管理体制、どんなところで今まで困っているのか、どんな課題があるのかというところも教えていただきたいと考えています。

こちらも、将来、運営・管理していく上での懸念事項。あと、アイデアです。技術が向上していますが、どんどん新しいことをやっています。どんなアイデアを持っているのかというところも聞いていきたいと考えています。

次、前の資料でも、前回部会で出させていただきましたが、防火管理制度についてです。

まず、管理権原者です。建物の所有者や事業所の経営者が防火管理者というものを定めなさいという話。防火管理者は、その事業所等における防火管理業務の責任者となります。防火管理義務が生じる建物内に入居しているテナントごと、今回、各関係者不在施設等についてそれぞれに防火管理者は選任されるのですが、その防火管理者がどんな消防計画をつくってくるのかというところで、消防計画に定めなければいけない事項がありますが、どんな内容で作成しているのかというのを見たいと考えております。

こちらは防火管理者が定められるまでの一例になります。ある関係者不在施設のスポーツジムについてですけれども、各無人店舗それぞれに防火管理者を選任することが、二百何店舗あるところ二百何人置くのが難しいよということで、1人が何店舗か防火管理者を務めることを認める「重複選任」という制度があるのですけれども、それを採っているときのスキーム図になります。ある運営団体が防火管理者を定めるときのスキームがこちらになります。

そのほか、消防計画を調べていきますが、消防計画に定めなければいけない事項とは何ということで、こちらは条文抜粋したものになります。自衛消防の組織に関することや、消防用設備の点検、整備、避難施設の維持管理、廊下をきれいに保ちなさいとか、そういった話。あと、収容人員の適正化。あと、火気使用の取扱い。様々な項目を消防計画に定める必要があります。ただ、ここに定めている全ての事項が、関係者不在施設等において確実に定めることができるのでしょうかというところが、今回調査を進めていきたい端緒となっております。

ヒアリング内容です。先ほど調査項目を挙げましたが、この中で聞いていきたい内容について書き下したものがこちらになります。

施設を運営している関係者の人数、繁忙時間帯、閑散時間帯等々。来場者の入退管理は人がいないのにどうやっているの、あと、物品の補充とか清掃等で人が来る頻度、その際に適切に防火管理のチェックを行っているかいったところ。そういったところを聞いていきたいと思って、このヒアリング内容を作成しております。

このヒアリングをして今後どうしていくのかです、ヒアリング調査の分析をする中で、消防計画を分析していきたいと思います。届け出られている内容とヒアリング内容の実態について。これはニアリーなのですけれども、関係者不在施設等の実際の防火管理体制どうなのかを調べていきたいと思います。

それらの分析を経て次に行うのが、関係者不在施設等における、実効性ある防火管理体制モデルの構築及び検討。恐らくこちらの分析のときに、消防計画に定めなければいけない事項に対して、定められていない事項、定めることができない事項、そういったいろいろなクラス分けができると思いますが、その中で実効性ある、本当に関係者不在施設で着実に防火安全性を守れる、実効性ある防火管理体制モデルを構築したいと考えております。

その検討を行うことによって、防火管理体制のガイドラインの策定、指針をつくって、その中の1つの出力として、関係者不在施設等用の消防計画作成例の提案というものを行いたいと思います。

消防計画作成例というのは、大規模施設用、中規模施設用、小規模施設用という形で、穴埋めしていただく形で防火管理者の方に書式をお渡ししています。その中に防火管理者の名前とか、電話番号とか、防火管理体制とか、埋める形で消防計画はつくる書式があるのですけれども、それに対する関係者不在施設等用のものを例としてつくることができたらと考えております。

以上で「関係者不在施設の調査」の説明を終えさせていただきます。よろしくお願いします。

【議長】

ただいまのご説明に対して、何かご質問、ご意見ございますか。いかがでしょうか。

関係者不在施設ですけれども、近年増えているということですが、東京消防庁管内で実際に関係者不在施設の火災等が発生した事案というのは、多くあるのでしょうか。

【事務局】

実際に関係者不在施設という定義がまだあやふやなところがあって、それを基にこれだけ火災がありましたよという件数は出ていない状況です。多分あったとしても、件数そのものはまだ多くないというのが1つ。そのほか、防火管理の特殊事案の報告というものがあまして、避難誘導とか、そういったものがうまくいかなかった火災事例について、報告を上げなさいという制度がありますが、それについて、関係者不在施設等に対する特殊事案があったかないかということだと、その報告はありませんでした。

従って、関係者不在施設で火災があって、避難誘導や初期消火に防火管理上の不備があったという事例は今のところない。そういった整理になっております。

【議長】

分かりました。

【事務局】

補足ですけれども、そこに着目してないので調べようがないというところは1つありますが、近い状況で、例えばつい先日、関係者が1人しかなくて、お客さんが多数いるネットカフェでつい先月火災があったという事例もありました。その会社がインターネットカフェの業界で結構力を持っているようで、いろいろな店舗に無人化支援の事業をホームページ上で募っているのを見つけました。そこら辺も今後ヒアリングしていこうかなという先にはなっていますが、いずれ無人化を考えているというところです。

火災が発生した場所では、実際火事があったときの動きがどうだったかというところ、その検証はしていかなければいけないのですが、火災自体はシャワールームで燃えたぐらいの規模の火事でした。その辺の動きも含めて、おっしゃるように検討していけたらなと思っています。

施設自体はいろいろ増えているので、例えばホテルとかで、火事ではないが、119番通報が火報と連

動で入ったという建物で、行ってみたら関係者が誰もいない、夜間は関係者がいないホテルも結構増えてきていますので、そういった事例にこの2年間でちょっと着目して、いろいろ収集できたらなどは考えております。

【議長】

分かりました。

何かございますか。

【委員】

運営とかに関してヒアリングをされる計画だと思いますが、ぜひ店舗の構成といいますか、建物がどんなものなのかというのも、簡単で結構ですので調べていただくといいかなと思います。

トレーニングジムとかだと、もしかしたら入ってすぐに広いトレーニング室があってということであれば、避難誘導はする必要がないと思いますが、先ほどのインターネットカフェであったり、それからシェアオフィスとかそういうところだと、細い廊下の先に個室があってというのは、避難誘導上非常に不利なところでもありますし、建築基準法的にも避難距離の緩和が最近されたのではないかなと思いますので、その辺りも調べていただけるといいかなと思いました。

【議長】

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

委員、どうぞ。

【委員】

私も同じような印象を持ちながらお聞きしていました。いたずらで放火というのが、人がいたからどうだ、防犯カメラがあったらどうだということはあまり関係ないかもしれないですが、今のお話でいくと、個室が別であるとか、1階だけではなくて2階層になっているとか、そういう空間の構成も少し確認されたほうがいいかなと。大阪のあの火災を受けて、2方向避難とか退避区画みたいな話が出てきていますけれども、まさかそんな構造にはなっていない気もするので。

でも、2方向避難は確認してもいいかもしれませんね。結構1階なんかはないですよ。多分、表しか玄関がなくて問題ないですよ。

【議長】

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

これも大事なテーマ、課題だと思いますので、引き続き資料の作成等、調査等お願いいたします。

それでは、議事5に移らせていただきます。「劇場等客席基準概要」について、事務局からご説明お願いできますでしょうか。

【事務局】

冒頭にお話ししたように、劇場との客席基準に関しましては検討会を別に設置して、検討状況を逐一火災予防審議会に付議して、ご審議いただく予定としております。

こちらの内容については、検討会を担当する事務局より内容を説明させていただきます。

【事務局】

本日御覧の7項目に分けて説明させていただきたいと思います。

まず、1つ目の「検討の背景」になります。検討の背景としましては、時世の変化に伴い、様々な客席形態を有する大規模イベントなど、火災予防条例で劇場の基準等を定めていますが、そちらの既定の基準では対応できないケースが増加してきているという実態があります。

例えば左側で、全席立席、いわゆるオールスタンディング形式の客席ですが、こちらが、当庁ではディスコ等に係る防火安全対策という、火災予防事務審査基準の中での行政指導という形での基準しか持っておりません。条例の規定としては持っておりません。

右側は国立競技場ですが、国立競技場をはじめ、例えば横に並ぶ席数は屋外で背もたれつきだと10席までという規定がありますが、実際国立競技場は28席設けております。避難安全検証法でもオーケーだったら緩和していいという基準があり、避難安全検証法というのは煙と避難の追いかけて、ここで煙と追いかけて避難が負けるわけではないのですよ、実際。だから、こういった形で緩和すればいいのかというのが曖昧な中でずっと進めているというところがあります。その検討の都度、きちんと検討はしているのですが、統一的な検討の方法がないというのが実態ではあります。

次のページに進めまして、では、こういった形で基準をつくる、あるいは見直しをしていこうかということで、まず検討の目的は、まず実態をよく把握していこうと。その上で、火災時における避難行動等を検証し、オールスタンディングの場合は実験をしたいと思っております。一番重要なのが、在館者の安全性確保を前提とした中で、多様化する劇場等に対応できる基準を提言していきたいと考えております。

方向性として、仕様規定と性能規定の併設。これは現在でもそうですが、特例が多い中で、一定程度いろいろな特例は、本則で読めるような合理的な基準にしていきたいと考えているのが1つ。それから火災避難シミュレーション、東京消防庁で右の絵が示しているような火災避難シミュレーションを持っていますが、これを活用することによって、設計自由度をある程度確保していこうと。

ここで1つ、当庁の火災避難シミュレーションは通路等を考慮したシミュレーションになっていますが、密度が多過ぎるとか、客席、障害物も設定できますが、障害物を設定し過ぎるとシミュレーションが回りにくくなるとか、劇場とかの固定の客席がいっぱいある、手すりがいっぱいあるようなものだとなかなか動かないところもあって、そういったところも見直しながら、より具体的に、一方、避難安全検証のほうは、室の煙の高さと出口の幅で全部決まってしまうので、通路を考慮できない中でのシミュレーションで特例を認めてしまっているような実態があるので、ここも合理的な判断ができるようなことを目指していきたいと考えております。

次のところ、こういった形で検討を進めるかといいますと、まず課題の整理を一通りしていこうと考えております。その中で、オールスタンディングは検証実験を実施したいと思っております。検証実験を実施した上で、基準を策定していきたいと考えております。

右側の固定の客席については、実際、今現状こういった特例がなされているのか、そういったことを踏まえて、特例で一定程度認められているものは再度確認をしつつ、特例基準、特例ではなくて、本則でもある程度認められるような形にしていきたい。これは事務の簡素化にもつながると思っています。申請者側にとっても、ほぼみんな認められているのに、特例申請を出した上で、その後にもう一度使用開始届を出すという二度手間になってしまっている部分もあるので、一定程度広く事務の合理化、あるいは安全性を確保した上での本則化ということを目指したいと思っております。

具体的に少しお話を進めたいと思います。オールスタンディングの形式の基準化ですが、課題として、冒頭申し上げましたとおり、火災予防条例では基準化されていないというのが実態です。

もう1つは、現行指導基準の課題を幾つかここに挙げていますが、手すりなんかの基準、右側の絵を見ていただくと、手すりがコの字型で手すりを設けていたり、2.4メートル掛ける5メートルのグリッドの基準があったり、避難通路の幅員として両サイドは0.6メートル、真ん中では1.2メートルとか、様々な行政指導の基準があります。

行政指導なので法的拘束力はあまりないという中で、もう1つは、読ませていただくと、定員が「2人／

m²」と書いてあるのですが、これも実は防火管理者の選任をするときに、立席の場合は1平米当たり5人で計算しなければいけないという基準がある中で、「2人/m²」でやってねという。防火管理は5人で計算しなさい、でも2人しか入れてはいけませんという、乖離している部分もありまして、そこも課題なのかなと。大きくても小さくても同じ基準を指導している。そういう中で、あくまで行政指導なので、署によってどこまで徹底させるか、あるいは大幅に行政指導に対する緩和をしているのかというのが様々、ばらばらな状況というのが実態としてあります。一定程度規定化して、認められるような形が必要なのかなと考えています。

結果として、ばらつきがある中で、実態、オールスタンディングの現状と、この行政指導の基準が乖離してしまっているということもあるので、あくまで安全性を確保した中で一定の基準をつくっていきたいと考えております。

その次のところで、火災予防条例で立席について何も基準がないわけではなくて、左側ですが、規定の中で、立席の位置は、客席の後方とし、その奥行きは1.5mもしくは2.4mとしなさいという基準があることはあるのですが、あくまで客席の後方に位置づける基準なので、オールスタンディングについての基準としては規制の対象外ですよという形で、当庁としては扱ってきているところです。

右側は、ディスコ等に係る防火安全対策に記載されている「ライブハウスにおいてすべての席を立ち見とする場合は、この構造とすること」と。これを根拠に行政指導しているという実態があります。

続いてその中身の例ですが、グリッドの大きさが現行の指導基準では2.4m掛ける5mの大きさと、2人密度でやると12平米で24人入る形です。右側は、屋外の立席基準。屋外は、オールスタンディングについても条例の規定があります。1つのグリッドは3m掛ける6mで、これごとに手すりを設けることという基準があります。これもいろいろ調べてみても、当時どうしてこの大きさにしたのかなというのは、具体的な科学的根拠に基づいたものでは見受けられず、この辺も考えていかなければいけないかなと思っています。

その基準策定に向けての進め方ですが、8ページ、まず実態調査、既存の劇場を調べていこうと思っております。収容人員、これは規定による収容人員というよりは、実際の収容人員です。収容人員の他、手すりの仕様・配置、避難口の配置、避難通路の配置、避難通路の幅員、客席の密度、こういったものも調べていきたいと考えています。

それから過去の事故事例、既往の研究。過去の事故事例は、オールスタンディングだと前方へ客が集中しての群衆事故的なものも考えられ、客席での事故のほかにも、明石のもの等を調べて示させていたければと思っています。

それから、国内・国外の基準。国内においては、総務省消防庁で条例例が示されています。従って、全国大体ほぼ同じような規定はありますが、オールスタンディングについては、先日お願いしていろいろな地方の消防本部の基準を集めました、本当に千差万別です。オールスタンディング以外はほぼ同じですが、オールスタンディングについてはいろいろな事例があります。そういったことを調べていきたいと思っています。

それと、「課題の抽出」と最後書きました。オールスタンディングの基準を策定する上で決めなければいけないことは決めますが、それ以外にも様々な課題が出てくると認識しています。そういった課題を抽出して、それについてはこの検討会の終わった後に引き続き、中でやれるものはやりたいと思っておりますが、あがってしまったものは引き続き検討を進めていきたいと考えています。

具体的に実験をどうしていくかというところですが、現行基準あるいは手すりがないような状態のもの、あるいはいろいろな手すりを設けたもの、これは検討を始めた段階での例ですが、それらを比較して、手すりの効果がどのくらいあるのか。予測的なところで考えているのは、非常に小さい劇場だと、手すりが逆に避難の妨げになることも考えられる。一定程度広くなってきたら、1つの出入口に集中する人間が多くなるので、手すりである程度コントロールしたほうがいいだろう。そういったことが予測されるかと。

それを実験で確認していきながら、一定程度安全性が確保されるオールスタンディングの在り方を策定していきたいと考えているところです。

続いて、「固定の客席に係る基準の合理化」についてです。こちらは、基本的には検討で進めていきたいと思っています。

具体的な基準は「現行基準のイメージ」という形で示していますが、左側の薄黄緑色のものは火災予防条例の基準です。例えば一番左上は、横通路、最前部の前には1mの横通路を設けなければならないという規定があります。あるいは真ん中「20席×20列」と書いてあるのがあるのですが、これは横は20席ごと、縦は20列ごとに避難通路を設けなければならないという基準があります。

そのほか、左側の下から2つ目ですが、0.6m掛ける150人という計算式があるかと思うのですが、避難通路の幅員は、そこを避難時に通過する想定人数を算出して、それに0.6を掛けた数字以上としなければならないとか、そういった基準があります。

一方、右側の安全条例ですが、一番上は客席と舞台部の区画で、その次、出入口の数、あるいはその下の出入口の必要幅といったものは、安全条例で決められております。安全条例の中で興行場という形で規制していますが、安全条例で、部屋からの出入口、そこから出入口を出たところからの廊下の幅員、階段の幅員、それから最終的な避難口の幅員というものは、安全条例で全て規定されています。従って、今回検討の対象とするのは、この劇場の中のものについての検討という形で進めていきたいと考えております。

続いて、具体的な課題です。ここに掲げたものが、最初に冒頭申し上げたように、特例の適用が非常に多いということが1つあります。詳細また次の資料で説明させていただきます。

2つ目の黒丸、「極端に小さい劇場」。よく問合せがあります。「ひさしの下でちょっとしたイベントをやります。20個椅子を並べますが、椅子固定する必要がありますか」と聞かれます。そうすると、規定上「いいですよ」という話には、条例上できません。だから「固定もしくは固定に準じた形でやってくださいね」と。20席の椅子が20人座って火災時に危険かどうかという、直ちに危険とはちょっと言いづらいかなといったところもあります。こういったものについて、きちんとマルバツというか、基準を決めて、一定程度まではいいですよという形のものを合理的に示していきたいなと思っております。

黒丸の3つ目「劇場等で行う式典での客席に規制がかかるか不明確」、通常、学校の体育館で卒業式とか入学式をやるときに固定の客席している人はいないですし、そのために椅子を連結させている場合もあり得ない。では、武道館のアリーナ席で卒業式をするときに、この規制が及ぶのかどうか。一応、今どこにも明確には示してはいないですが、劇場等でやる以上は固定してくださいねというお願いしています。けれども、明確にしていけないので、この辺の整理はしていきたいなと考えています。

この検討会の中でご検討いただきたいことは、これから説明しますが、いわゆる劇場の中の通路等についてです。

その中で特に課題になっているのが、「客席に設ける『縦通路』及び『横通路』は避難口に『直通』させる必要がある」という基準があります。一番前の通路、一番前の舞台の手前の通路、ここは1mの横通路ですが、この横通路の両サイドに避難口がありません。避難口に直通させていない状態になります。これが、火災予防条例の解説の中で、7列までは迂回していいですよという運用基準があります。運用基準で7列目のところに横通路があって、その両サイドに避難口がある。後方は3つまでしか迂回できないという基準になっています。3列までしか迂回できない。これは何でなのかというところですね。

何となくですが、ちょっとひもといていくと、舞台での火災を想定しているのかなと。そう考えると、一番後ろの3列が厳しいのは、火の方向に向かわないと避難できないから厳しいのかな。逆に言えば舞台の前は、別に後ろに逃げられるのだったら、7列ではなくてもっと認めたっていいのではないかなとか、いろいろな疑問があります。そういったものが、実際特例どのように認めているかというのを、実態を見ながら、基準を考えていきたいなと思っております。

続いて横に並ぶ列の上限ですが、屋外は客席数が、背もたれがあったら10席と、固定的に決まっています。先ほど最初冒頭申し上げた国立競技場は、28席まで認めているのです。これは縦通路の幅員も80センチと固定で決まっています。ただ、国立競技場のときにはこの通路の幅員を大きくすることで、一定程度28席まで認めるという検討を行っております。こういったことも特例ばかりになってしまっているの、一定程度過去の実績等を基に基準化していきたいと考えております。

続いて椅子の固定ですが、「椅子を固定すること」と一口には言っていますが、どこまで固定しなければいけないということが明確ではありません。特例基準で連結するなどにより、転倒防止を図ることで特例を適用することも言っていますが、それも具体的になかなか示されていないので、その指導の中身が署によってまちまちということがあります。これも統一化していきたいと考えております。

進め方についてですが、中身は省略しますが、オールスタンディングのときと同じように実態を掘り下げて、過去の事故事例等を研究して、その中であるべき姿を策定していきたいと考えております。

最後に検討委員の先生ですが、委員長に早稲田大学の先生をお願いしております。委員に先生、都市大学の先生。先生におかれましては、建築家協会推薦という形で先生をお願いしているところです。

あとは関係業界として、コンサートプロモーターズ。こちらはコンサートの運営とか、警備関係のことをやっている業界団体になります。東京都興行生活衛生同業組合、こちらは映画館とか劇場とか、そういったところの箱の組合になります。

公益社団法人劇場演出空間技術協会というのは、どちらかというと設計とか劇場に特化した空間をつくるような、そういった設計関係の業界団体になります。

イベントスペース協会は、これがライブハウス、オールスタンディングの、そういったところの人たちの集まりというか、そういった協会になります。

あとはオブザーバーとしまして、先ほど申し上げたように安全条例とは密接に絡んでいることもあるので、東京都の都市整備局の市街地建築部建築企画課長にご出席いただくということと、あとは条例例、この条例の基になる条例例は国でつくっていることもありますので、国の方にもオブザーバーとしてご参画いただく予定にしております。

ちょっと長くなりましたが、説明は以上になります。

【議長】

どうもありがとうございました。

今ご説明ありましたけれども、検討委員会がございまして、そちらで詳細はいろいろまた議論があるかと思しますので、端的に何かご質問、ご意見等ありましたら頂ければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。大丈夫ですか。

【事務局】

スケジュールだけ少し補足させてください。その後にもありますが、予備実験が仮確定という形で10月21日、本実験が仮確定で1月25日というところまでは今決まっています。予備実験が10月21日の土曜日、本実験が1月25日の木曜日。

【議長】

ちなみにこういった実験、予備実験等、このメンバーの方々が見学をしたい等ご希望があった場合は可能なのでしょうか。

【庁内関係者】

スペースの状況等でご案内させていただきたいと思います。

【議長】

ということですので、状況によっては見学ができるかもしれないということになります。他、何かございますでしょうか。よろしいですか。

委員が検討委員会の委員にもなられていますので、適宜、場合によってはこちらの考えなども反映するような形でご対応いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、ご説明どうもありがとうございました。

それでは一通り本日の議事内容の資料ご説明、ご質問等いただきましたので、司会を事務局にお返しします。

【事務局】

ご審議ありがとうございました。今日頂いたご意見等については、次回部会等に反映させていただきたいと思います。

最後になりますが、説明していなかった資料、今後のスケジュールについてです。

基本的に前回の部会でお示した資料のとおりで組みたかったのですが、こちらの委託とか調査ものの報告を入れていく関係で、12月から1月ぐらいのところに小部会を1回プラスさせていただきたいと考えております。日程調整等は綿密にさせていただきますので、ご多忙のところなのですが、小部会を1回増やすというところでご承認いただければと思います。よろしくお願いいたします。

次回の部会につきましてはアナウンスさせていただいておりますが、10月17日で計画を進めさせていただきます。開催通知等、別途ご連絡させていただきます。

では、以上をもちまして、火災予防審議会人命安全対策部会の第1回小部会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後3時00分 閉会